



1998 協力から 責務へ
きれいな まちづくり

廃棄物適正 処理管理者

■ 廃棄物適正処理管理者とは
就業人数が五名以上、または一日に排出するごみの量が一〇〇リットル以上（ドラム缶半分）か五〇キログラム以上の事業所に一人選任してもらいます。事業所内のごみを適正に処理するリーダーであり、ごみ処理の窓口担当者として管理してもらいます。

自動販売機には 回収（ボックス）設備を

■ ジュースや酒などの自動販売機を設置している管理者の方は、自動販売機の設置届けと回収設備（空き缶ボックスなど）の設置が義務となりました。

ポイ捨てなどによってマチに散乱する空き缶を無くすこと目的としています。販売する側にも回収の共同義務があり、どの回収ボックスに入れても可能になります。

共同住宅を建設する方は ごみの保管場所を

■ 共同住宅を建設しようとする方は、入居者の各家庭から排出される廃棄物を、収集日までの間保管するための保管場所を設置しなければなりません。

保管場所の設置については、市役所に届け出が必要です。

イベントを開催する方は

■ 屋外でイベントを開催する方は、その催事から排出されるごみの適正処理について、事前に市役所との協議が必要です。

1998 Crean up Rumoi 環境 Environment

1998 協力から 責務へ
きれいな まちづくり

市民は

- ・廃棄物の発生ができるだけ少なくし、再利用を促進をする。
- ・市役所が促進する分別収集などの施策に協力をする。
- ・町内会や学校など、団体で廃棄物を回収することにより、減量及び資源の有効利用をする。



事業系廃棄物減量及び処理計画書



- ・再生資源及び再生品の利用をする。
- ・廃棄物の発生が少なくなる製品の開発をする。
- ・自己の責任で正しい処理をする。
- ・市役所が促進する施策への協力をする。
- ・再生資源及び再生品の利用をする。
- ・廃棄物の減量と再生利用の促進をする。
- ・自己の責任で正しい処理をする。
- ・市役所が促進する施策への協力をする。
- ・再生資源及び再生品の利用をする。
- ・廃棄物の発生が少なくなる製品の開発をする。
- ・事業用建築物の事業系廃棄物の保管場所や集積場所を設置する。
- ・大型店など多量（一日の平均排出量200L以上、または100kg以上）に排出する事業者は毎年処理計画書を市役所に提出しなければなりません。
- ・廃棄物適正処理管理者を選任する。

事業者は

- ・廃棄物の減量と再生利用の促進と減量のための施策を推進する。
- ・自己の責任で正しい処理をする。
- ・市役所職員の資質向上と処理施設の整備をする。
- ・市民や事業者への意識啓発をする。

- ・市民や事業者が自主的に行う廃棄物の減量活動を支援する。
- ・廃棄物適正処理について市民や事業者への指導、助言をする。
- ・市役所職員の資質向上と処理施設の整備をする。
- ・市民や事業者への意識啓発をする。

市役所は

- ・廃棄物の発生を少なくし、再生利用と減量のための施策を推進する。
- ・廃棄物適正処理について市役所職員の資質向上と処理施設の整備をする。
- ・市民や事業者への意識啓発をする。



・100世帯以下は1人
・101~200世帯は2人
・201~300世帯は3人



町内会ごとに環境美化推進委員を委嘱

町内ごとに 環境美化推進員

- ・市内の町内会ごとに環境美化推進員を推薦していただき、居住地周辺の「環境保全」・「美化」・「ごみの減量化」を推進するためのリーダーとして活動していただきます。
- ・取組み内容は各町内会ごとに考えていただきます。例えば、廃品回収のリーダーになつたり、市役所が提唱するマチをきれいにする週間への協力を呼びかけたり、周辺のごみ拾いや草刈りなど、きれいな地域づくりを促進していただきます。